

令和6年度第1回東大阪市景観審議会議事録

日 時	令和6年10月29日（火） 10:00～11:40
場 所	東大阪市役所22階 会議室1、2
出席委員 （9名）	大石委員、大西委員、片山委員、津田委員、筒井委員、 久委員、樋宮委員、船曳委員、牧委員
欠席委員 （3名）	川口委員、藤本委員、松田委員
事務局	浅田土木部長、山下土木部次長、竹田みどり景観課長、 山川同課総括主幹、太田同課主査、和田同課係員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 会長の選任</p> <p>3 職務代理者の指名</p> <p>4 デザイン部会委員の指名</p> <p>5 議 題</p> <p>【審議案件】</p> <p>議案第1号 東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の 指定について（諮問）</p> <p>議案第2号 公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の 規制について（諮問）</p> <p>(1)維持管理費用を確保するための屋外広告物</p> <p>(2)地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物</p> <p>議案第3号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）</p> <p>【報告案件】</p> <p>議案第4号 デザイン部会で審議された案件の答申について （報告）</p> <p>6 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事次第</li> <li>○配席表</li> <li>○東大阪市景観審議会委員名簿</li> <li>○議案書</li> <li>○議案書補足資料</li> <li>○参考資料</li> <li>○関係法令等参考資料ファイル</li> </ul>

## ( 議事要旨 )

### 1 開 会

- 開会に先立ち、野田市長より挨拶があり、その後、委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会の開会を宣言。

### 2 会長の選任

- 会長には、片山委員が選任された。

### 3 職務代理者の指名

- 会長の職務代理者には、久委員が指名された。

### 4 デザイン部会委員の指名

- デザイン部会委員には、久委員、藤本委員、川口委員、船曳委員が指名された。デザイン部会長には久委員が指名された。

### 5 議 題

- 審議案件

議案第1号―「東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について」

議案第2号―「公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制  
について」

(1)維持管理費用を確保するための屋外広告物

(2)地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物

議案第3号―「デザイン部会の審議予定案件について」

## ○報告案件

議案第4号―「デザイン部会で審議された案件の答申について」  
を議案書に基づき事務局より説明。

## 6 閉 会

○事務局を代表して浅田土木部長より挨拶があり、審議会を閉会。

### 議事録

#### 【会長】

議事の5に参りたいと思います。議事の5は審議案件が3件、そして報告案件が1件ございますので、順次進めてまいりたいと思います。

まず、今回初めて委員となられた方もいらっしゃいますので、屋外広告物行政についてまず簡単に説明していただき、その上で、議案第1号の東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について、ご説明をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、屋外広告物行政の一般的事項から説明いたします。

東大阪市屋外広告物条例に沿って申し上げます。

屋外広告物法の「良好な景観の形成・風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」という目的を達成するために、本条例では、屋外広告物の設置には許可が必要、特定の地域、物件に屋外広告物の設置を禁止、その他管理や点検義務といった規制を定めています。

まず、良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の設置を禁止する地域を定めており、①第一種低層住居専用地域 ②古墳・墓地 ③官公署・学校・図書館・博物館・記念塔の敷地 その他、文化財と一部の道路の沿道を指定しています。

続いて、屋外広告物の設置を禁止する物件を定めており、街路樹の支柱など、図の物件を禁止しています。

続いて、公衆に対する危害を防止するため、「著しく汚染し、退色し、また塗料等がはがれ落ちたもの」など危険な広告物の設置を禁止しています。

続いて、許可地域で許可するにあたって、大きく分けて3つ地域に分けて、表示方法の制限や許可基準を定めています。

続いて、一定の要件に当てはまるものは、これまでご説明いたしましたような規制に関わらず、許可を受けなくても良い場合や、許可を受ければ禁止を除外できる場合があります。

屋外広告物行政の一般的事項についての説明は以上となります。

それでは、議案第1号「東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について」、説明いたします。

なお、この案件については、本条例第39条第1号に基づき、条例第7条第2号から第8号までの規定により、屋外広告物の設置を禁止する地域又は場所を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならないとされているため、禁止地域の指定について意見を聴くものです。

現在、本条例で、国や府、市が指定する文化財や史跡のうち、表の建築物等の敷地を禁止地域に指定しています。ですが、このうち市の文化財だった春日神社本殿は、平成27年に府の指定有形文化財になり、市の文化財の指定が廃止されていることが判明しました。

本条例でも、同様に、市の文化財としての禁止地域の指定を廃止し、府指定有形文化財としての禁止地域に新たに指定することについて意見を聴くものです。

以上で、議案第1号「東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について」、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今のご説明は、市が定めていたものを、府が行うことによって、市の指定を除外するということになるわけですが、府が行ったことで、とりわけ市で特定する必要はないという、いわば手続き上の問題ということになるかと思えます。

この内容に関しまして、ご不明の点やご質問がありましたらどうぞ。

#### 【委員】

内容的には結構かと思いますが、手続きとしてですね、これは文化財の指定と屋外広告物の禁止地域とが連動しているということだと思います。今回の場合は、文化財課からみどり景観課に、指定変更当時情報が来てなかったものが、今回判明したということだと思います。今後はこういうことが起こらないように、文化財指定が変わった場合は、文化財課からみどり景観課の方に、情報が共有できるようになっているか？という確認です。

#### 【事務局】

今回に関しましては、文化財課との連携がうまく取れておりませんでした。このようなことがないように、次回から変更がございましたら、直ちにみどり景観課に連絡するように申し合わせしております。

## 【会長】

情報の連携というのは、これからますます重要性を増してくると思いますので、ご発言の通りかと思います。

それではこの案件につきましてはご了承を得ましたので、続きまして、議案の第2号に入りたいと思います。説明をよろしくお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、議案第二号の「公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制について」、説明いたします。

なお、この案件についても本条例第39条第4号に基づき、「条例第15条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。」は、景観審議会の意見を聴かなければならないことから、許可基準を定めることについて意見を聴くものです。

まず、「(1)維持管理費用を確保するために設置する民間事業者の屋外広告物について」、説明します。

近年、公共施設に民間事業者の広告物を表示し、広告料収入をその施設の設置費用や維持管理費用に充てる取り組みが見られます。写真は、名古屋市の事例です。公共デジタルサイネージの一部に、民間事業者の広告物を表示しています。こういったことを踏まえ、国土交通省が、屋外広告物条例ガイドラインを改正し、地方公共団体に通知がありました。

屋外広告物条例ガイドラインの改正の趣旨は、屋外広告物の設置を禁止する地域や物件に、公共施設の維持管理費用を確保する目的で企業広告を表示する場合、周囲の景観との調和を条件に、禁止を解除して許可をすることができるというものです。

公共施設に設置する民間事業者の屋外広告物には、公共施設の命名権を販売する方法によるものと、公共掲示板の一部で広告スペースを販売するものがあります。

現在、主に大阪府から、府営公共施設などの禁止地域に企業広告を表示したい旨の相談が増加していますが、既に市内で実施しているネーミングライツ事業は、公共上やむを得ないものとして許可不要かつ禁止地域でも設置可能として取り扱っているため、それと同じ扱いで設置を認めていくと、公共施設としての風格を損なう恐れがあります。

こういった課題の解決策として、国からの通知を踏まえ、広告料収入により公共施設等の維持管理費用を確保するため、公共施設等に民間事業者の屋外広告物を設置する際の、許可の要件等(色彩、面積、個数等)を条例等に定めることについて、意見を聴くものです。

また、これまで許可不要として扱ってきた、歩道橋ネーミングライツについても、許可対象として扱いたいと考えております。

続いて、許可の要件(案)をご覧ください。案の作成にあたっては、「市役所本庁周辺景観形成重点地区」の色彩基準や他市の事例を参考にしました。

補足になりますが、歩道橋については、ネーミングライツ事業実施の際、過去に景観審議会委員からご意見をいただき、施設管理者の要綱で基準を定めておりますが、今回、許可要件で、基準を定めるため、要綱での基準は廃止します。

続いて、「許可対象の路上変電塔について」、説明いたします。

路上変電塔とは、無電柱化工エリアに設置し、高圧配電線の電圧を一般家庭用の低電圧に変換し、供給する設備です。主に道路に設置されており、昨今、この施設の有効活用が、注目されています。

写真は、東京都の事例です。路上変電等そのものにラッピングを施し、上部には、公共デジタルサイネージが設置されています。

以上で、「(1) 維持管理費用を確保するために設置する民間事業者の屋外広告物について」、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【会長】

説明をしていただきましたが、委員の皆様方で不明な点等、質問をしたいという方は、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今一度資料を見ていただいて、私の方からお考え等、質問も含めて、お伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

屋外広告業をやっているので専門の範囲になりますが、私も名古屋で、公共のアーチをつける仕事をさせていただいて、そこでも広告収入を財源として公共構造物の補修や地域の活性化のために使っています。同様の事例は今後どんどん増えていくと思います。

それに対して、許可の要件というのは、きっちり決めて運営していかないと、そこら中に広告物が溢れてしまうので、景観に合うように、きちんと定めるべきだと思っております。

【会長】

豊富なご経験を踏まえてのご意見だったと思います。自治協ではどのようなお考えになるでしょうか。

【委員】

広告物を設置する施設や場所の修繕費に充てる、という今回提案のやりかたで、かつ景観上も良いやりかたで実施し、みんながこの東大阪市に来てよかったなと思ってもらえるようなまちにしてもらえたら嬉しいなと思っております。

【委員】

名古屋市の事例が出ておりますが、今現在、東大阪市は導入前と思ってもよろしいですか。

【事務局】

はい

【委員】

広告収入という面に関しては特に問題ないかと思いますが、許可の要件で、色彩とか面積とか、個数について書かれております。

デジタルサイネージとなりますと、やはり普通の広告物よりも、彩度とかが高くなりますので、色がとても派手になってしまう場合があります。普通の広告の看板とは、また違う状況になってくるかと思えます。色彩とか面積も含めて、光るような形で目立ちすぎることもありますので、そのあたりの基準をしっかりと定めないといけないのではないかと考えております。

【委員】

特に路上に設置される、いわゆる変電設備のラッピングが事例として出ていました。今まではきっと、これらは目立っては駄目だという観点で、例えばグレーであるとか、そういう着色を求められてきた物件だと思います。逆にラッピングを施して、綺麗に広告物として利用するのであれば、ある程度の統一感を持たせられるような基準があってもいいのではないかと考えます。

事例のものは左右綺麗になっていますけど、これがバラバラになったときに、どうなるかという懸念もありますので、そのあたりをどう調整していくのか、今後の課題としてお願いしたいと思えます。

【委員】

商工会議所から参っておりますので、やはり企業としては、広告料を出しても、いろんなPRをさせていただく機会があれば助かりますし、市の方も、収入源となるということで、お互いウインウインになるかと思えます。もうすぐ大阪万博が開催されますので、東大阪商工会議所の企業さんも、何社か出展される予定でございます。東大阪に、海外の方だけでなく日本各地の企業の方も来られます。

駅前とかに、こういったデジタルサイネージが設置されていると、どこに行ったらいいのかなという時に、非常に便利になるかと思えます。

【委員】

広告物が歩道側にあるのであれば、さして問題ではないと思えますが、車道側に交通標識等に似たような形ですとか、一見して規制と見間違ふようなことになると、交通上問題が出るのかなというところですね。デジタルサイネージという、より明るいものは、車を運転される方が脇見運転にならないか心配で

す。

そのあたりのところに少し気をつけていただくのと、許可の要件として、例えば違法な店舗ですとか、風俗店は除外していただけた方が、市としては非常にいい景観になるのではないかなと思います。

#### 【委員】

公共施設に民間事業者の屋外広告物を設置する際の許可の要件を定めていくわけですが、公共施設がどこにあるか、禁止地域かそうじゃないのか、もともと禁止される地域にある場合と、そうでない場合とで、許可される要件が変わってきてもいいのかなと思います。付近との調和という意味で、許可の要件をどのように定めていくか、うまく分けないといけないのではと思いました。

#### 【委員】

言葉遣いを選ばせていただくならば、「やむを得ない」かと思います。というのは、本来公共空間とか公共物というのは、その公共のためにあるわけですから、維持管理費用が必要な場合も本来は税金でやってもらいたい。パリとかロンドンに行かれたらわかりますけども、やはり景観のいい都市というのは、公共物にまで広告は出てないはずで。

アジア系の人たちはこういう広告物に対する許容力というのが高いので、どっちの方向に持っていきたいのかによって、どこまで認めていったらいいのかというのは変わってくると思います。

そういう意味では、費用の面と、公共の景観という観点のバランスの中で、一定認めざるをえないのかなと思います。

今回は公共物件に対する掲出ですけども、民間でも今ラッピングバスとかモノレールもかなり広告物が多くなってきて、近鉄バスが来ても近鉄バスかどうかかわからないような、ほとんどラッピングというような感じのところもありますので、ああいうものも、いかがなものかというのはあります。節度ある設置要件を決めていただきたい。

設置要件は別途審議されて最終的に決定すると思いますが、他市に習いましたではなくて、しっかりシミュレーションやっていただいて、これが景観デザイン的に妥当かどうかというチェックをやっていただきたいなと思っています。

というのは、港区の事例がありますけども、これはかなり全面に出ていますよね。中途半端に「何分の1」とするよりも、全面に出していただいた方が綺麗かもしれないという気がします。2分の1がいいのか、3分の1がいいのか、4分の1がいいのかを、しっかりシミュレーションして、考えていただいた方がいいと思いますので、まずは事務局サイドでシミュレーションして、東大阪市としてどれぐらいの要件を認めていくのかっていうところは、要検討かと思っています。

## 【会長】

それぞれに貴重な視点からお話をいただいております。事務局としても、啓発される部分があったかと思えます。ご意見を踏まえた上で伺いいたしますが、この第2号案件の1、公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制について、維持管理費用を確保するための屋外広告物に該当する部分でございますが、これについては、次の2とあわせてご審議をいただき、ご意見を承るといふことで進めましょうか。他にこの1に関しまして、何かご意見はございますか。

それでは、2、地域の公共的な取り組みの財源を確保するための屋外広告物の説明に入っていただきたいと思います。

## 【事務局】

議案第二号の「(2) 地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物について」、説明いたします。

近年、民間が主体となった、良好な環境の形成、エリアの魅力向上等と図るための地域の公共的な取組が広がってきています。

こうした取組の課題の一つとして、安定的な財源の確保の問題があり、その対応策として、道路、公園、広場等の公共空間において屋外広告物のスペースを販売し、自主財源としている例が見られます。

事例写真は、大阪のうめきたエリアで実施されているものです。グランフロントTMOという事業者団体が、地域の清掃などの活動を行うための財源を確保するため、屋外広告物の設置を禁止している街灯にバナー広告を設置しています。

こういったことを踏まえ、民間の活力を活用し、良好な景観形成に寄与する取組を推進するため、国土交通省が、屋外広告物条例ガイドラインを改正し、地方公共団体に通知がありました。

屋外広告物条例ガイドライン改正の趣旨は、屋外広告物の設置を禁止する地域や物件に、地域の公共的な取組の活動財源を確保するために設置する民間事業者の屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与するものについては、禁止を解除して許可をすることができるというものです。

本市においても、地域活動の推進や、民間活力の需要の高まりが想定されます。こういったことを踏まえ、今後の方針としましては、時代に応じた屋外広告物規制により、地域活動の推進を目指すとともに、デザインの優れた屋外広告物に誘導し、魅力のある都市景観の形成を目指したいと考えています。

これらを踏まえ、広告料収入により地域の公共的な取組の活動財源を確保するため、公共施設等に民間事業者の屋外広告物を設置する際の、許可の要件等(色彩、面積、個数等)を条例等に定めることについて、意見を聴くものです。

続きまして、許可の要件等の(案)をご覧ください。先程と同様、案の作成にあたっては、「市役所本庁周辺景観形成重点地区」の色彩基準や他市の事例

を参考にしました。

補足になりますが、許可対象の公共的な取組は、道路、公園その他公共施設の清掃又は美化など記載のとおりです。取組の活動主体がスポンサー企業から広告料収入を得て、活動財源を確保します。原則、全ての広告料収入を、取り組みの活動財源に充てることを条件とします。

以上で、「(2) 地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物について」、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

引き続いての審議となりますけれど、ご意見或いは質問等がございましたら、ご発言いただけますでしょうか。

それでは私の方から、ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 【委員】

先ほどの1でのご意見を伺いまして、「やむを得ない」ということで仕方ないかと思うのですが、デジタルサイネージも含めてなんですが、どこまでやるのか、急に進めてしまうと、混乱するような気もいたしますので、デジタルサイネージもバナーもっていう、同時進行でいきたいのはわかるのですが、慎重にするのも必要かなという気はいたしました。

#### 【委員】

広告物の取り付けですとか、保守点検ですとか、その辺りのルールづくりをしていかないと、落下したときの責任がどこにあるのかとか、いろいろと出てくるかと思えます。落ちないようにということは、気をつけていただけたらと思います。

#### 【委員】

設置を禁止する地域での禁止の解除ということなので、やはりもともと禁止されている地域や公共物に、例外的に許可するわけですから、財源の必要性はあると思う。

個別のサイズとか許可要件の内容は、景観の専門家の先生のご意見を聞いて、作成していただきたいなと思います。

#### 【委員】

事務局にはもう少しうまく説明していただきたかったかなと思うのですが、この1番と2番は、わかりやすく言うと、広告料が誰に入るのかという違いです。1番は大阪府とか東大阪市とか、その施設を設置した公共団体にお金が入って維持管理の費用に充てられるということで、2番の場合は、グランフロン

トもそうですけど、そのエリアマネジメントをやっている民間の団体協議会にお金が入ってその協議会活動に使われる、ということです。誰にお金が入ってどのように使うのかで、1番と2番が違ってくるといことかと思ひます。

2番の場合も私は先ほどの1番と同じで、「やむを得ない」かなと思ひていります。せつかくエリアマネジメントために頑張ってくださっているのであれば、必要な一定の費用を捻出するために、禁止物件に広告物を掲出されて、広告料を取っていくというスキームになっていると思ひますが、今はいろんなところでお金を稼ぐ方法がありますので、何でもかんでもこの広告料だけでいいということではないので。そのあたりのバランスも考へていただいて、妥当な量というのがあると思ひます。京橋にあります大阪ビジネスパークOBPで一度確認していただいたらと思ひますが、大阪ビジネスパークの場合は、民間の敷地の中に、民間が設置した広告塔が立っていて、そこにポスター等を貼ってください、となっています。エリアマネジメントする側が協議会の中でそういうルールを作っけていただいて、勝手にべたべた広告物を出さないっていい願ひをしていますので、本来はそういう形で、自分の敷地の中でしっかりとお金を稼げるような、そういうデザインを工夫したようなことをやっていただくのが本来だと思ひます。

そういう意味では、どういふ掲出の方法があるのかも含めて、民間開発が起こったときに、うまくそのあたりを誘導していただくような、啓発といふかアドバイスなんかもできるような工夫も願ひしたいなと思ひます。結論的には私は先ほどから言っけておひります、「やむを得ない」といふ考へでござひますので、文句は言ひませんけれど、それでも、質と量というものがあるのだろうなと思ひていります。

#### 【委員】

何をすることも、やはりお金は必要となってきます。広告物収入を、施設等の維持管理費用に充てるというこの形で進めていっけていただけたら嬉しいなと思ひます。もちろん許可要件について、厳しくといっけてそういう部分もあるでしょうけれど、この条例とか法律もそうですけど、人々が幸せに過ごせるように、そう思っけていただけるようなやり方を、考へていただけたら嬉しいでひす。

景観面についても、奇抜であったりとかしては駄目ですけれど、全体のバランスを見て、進めて頂けたら良いと思ひていります。最初からすべてがうまくいくと思ひないでひすので、1つ1つやっけてみないとわからない。東大阪はトライしていくことが大事かなと思ひます。

#### 【委員】

東花園駅からラグビー場に向かう公共の道路に、高校ラグビーの開催時にいっけてバナーがかかると思ひますが、ああいうイメージなのかなと思ひていりますので、確かにいろいろな道で、全部それをされると、ごちゃごちゃするのかなとも思ひますので、やはり最初、どこか区域を決めてテストしながら、ゆっくり

進められたらいいのかなと思います。

【委員】

広告物を売っている側からすると、売れる道路というのは限られているんです。そういうところで、指定道路という形でやって管理したほうがいいかなと思うのと、あとはさっき言われました安全面ですと、バナーは結構破れやすいので、例えば台風とか来たら、クルッと1回転して回って破れたりするので、できるだけ掲出の期間を短期にするなど決めた方がいいのかなと。

スポンサーの方も1年も2年もやらないと思うので、例えば1週間とか2週間とかの期間にするとか、ある程度同じものが並ぶと綺麗は綺麗なので、そこに違うのものが入らないように考えられたらどうかなと思います。

【委員】

先ほどの1番はおそらく割とポイントポイントの、点々のデザインが結構出てくるのではないかなと思うのですが、この2番は広いエリアのデザインという話になってくるかと思います。

例えば、先ほどの東花園の話にもありましたけど、地域の方との連携も含めて、デザインを調整していただきたいなと。

先ほど言われたように、東花園の通りでバラバラの広告物ではなく、例えばラグビーならラグビーを出していくとか、布施は布施、小阪は小阪で、多分地域ごとの特性があるかと思う。地域の活動される方が基本的にメインになるかと思いますが、そこと市がうまく連携をしていただいて、デザインをしていただきたいなと思います。

【委員】

許可申請に対して、都度審議していくのですか。どういう方法でされるのか。

【事務局】

今回国の通達は平成29年にごさいました。

その時点では、景観を阻害するものということでございますから、我々も見直して基準を作っていくことについて、しばらくは様子を見ておりました。

しかしながら、行財政改革プランというものがございまして、当然、歳入の確保という面と、あとは公の施設の活性という面から、それを推進していく形となり、また他市の事例も出てきました。そのため、我々もこういったことを推し進めようということで、今回諮問させていただいたということでございます。

様々な意見を、委員の皆様からいただきましたので、特にデジタルサイネージに関しましては、この基準ではなかなか難しいというのは実感いたしました。交通の安全ということも、安全、安心というところの面で、もう少し慎重

になって、ご意見を踏まえまして、修正をかけていきたいと思います。その際委員の皆様には、提示をさせていただいて、さらに詰めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1件1件に関しましては許可の要件というのがございますので、その要件に当てはまれば、許可をしていくことになってきます。

#### 【事務局】

現時点では、許可対象として想定しておりますのは、この要件等に記載している5つの物件ですけれど、これ以外の、想定をしてない物件が出てきましたら、その都度、景観審議会で諮ってご意見をいただく、というイメージでおります。

#### 【委員】

デジタルサイネージの許可対象範囲について設置の際は慎重にされた方がいいかなと思う点がありまして、安全安心のお話がありましたけれども、私は歩行空間の視線の研究をしておりまして、歩行空間であっても、歩行者だけであってもデジタルサイネージの方に視線が行きますので、やはり自転車が通る、多くの人が歩く場所であればあるほど、視線のことも考える必要があると思います。設置の際には、その場所も含めてご検討された方がいいのかなと思います。

#### 【会長】

貴重なご意見だと思います。視線というものが、我々が生活する上では非常に大事にしないといけないのですが、そうではない人も増えておりますので、今のご意見を大事にしたいと思います。

非常に貴重なご意見を各委員からいただきました。

それでは議案の第1号第2号ですが、これまでいただいたご意見、事務局の方でも集約していただいていると思いますけれども、私の方で答申書を作成させていただきまして、市長に回答いたしたいと思います。答申の内容でございますが、今ご意見を伺いましたので、事務局とともにまとめまして、私にご一任いただくという方向でもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは続きまして、第3号案件。デザイン部会の審議予定案件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、議案第3号のデザイン部会の審議予定案件について、説明いたします。先ほど冒頭でも説明いたしましたが、東大阪市景観審議会のデザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため、東大阪市景観規則第36条に基づき景観審議会に設置した部会のことです。このデザイン部会で対象とする案件は、「市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000

m<sup>2</sup> 以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて」となっております。また、建築物には PFI 事業で行うものも含めます。

図にあるとおり、デザイン部会を開催し審議する為には、あらかじめ市長が当審議会に諮問し、審議会から部会へ審議依頼を行う必要があるため、今後予定される案件を諮問するものです。

続きまして、「令和 6 年度以降に新築または基本計画の策定等を予定している延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の市有建築物について」庁内照会を行った結果、表示されている市営北蛇草住宅 D 棟が事業課よりあがってきたため、審議予定案件としています。

以上で、議案第 3 号「デザイン部会の審議予定案件について」の説明を終わります。

#### 【会長】

この件に関しましてまずご発言等がありましたら、ご発言ください。よろしいですか。それでは、デザイン部会の皆様方のご意見を少しお伺いしたいと思います。

#### 【委員】

案件が新たに出てきましたので、きちんと我々も部会の方で意見交換させていただければなと思っております。

北蛇草市営住宅もかなりたくさん出てきておりまして、以前にもアドバイスをさせていただきましたが、これはいわゆる改良住宅というタイプの市営住宅になりますけれど、一般の市営住宅と担当課が違うので、デザインの方向性とか、かけるお金の使い方が違うのかなと思っております。例えば近畿大学の近くにも上小阪の市営住宅が建っておりますけれども、あそこはすごく頑張ってデザインしてくださっております。北蛇草もそれぐらい頑張って欲しいなとも思っています。今回また別棟が審議案件に上がってきますので、そのあたりで意見交換させていただければと思います。

#### 【委員】

なかなかいろいろな物件が上がってきておりますので、混乱しないような形で、しっかりとデザイン部会で審議していきたいと思っております。

#### 【会長】

デザイン部会以外の委員の方はいかがでしょうか。

#### 【委員】

市営住宅ということで、蛇草もそうですけれども、結構たくさん建物が立ち並ぶような形になると思いますが、そのデザイン部会の方で、ある程度の一定のデザインや、方法、そういうものを決めていただいて、気持ち良い建物を作

っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【委員】

デザインで奇抜なところで工作物とかあった場合、落下が心配なところで。特にこういう住宅はお子さんも入居されると思うので、設備に子供さんが入りにくいよう、隙間とかを作らない等の対策をやっていただけた方が、安全面でいいかなと。あと防犯的なところで見れば、照明等についても、暗いところができないような形をお願いしたいなと思います。

#### 【会長】

安全の話もありましたが、こういうふうに集合して住むというときには、非常に安全面も大事、子供の目線というものも大事だというようなご意見かと思えます。

この案件に関しましては、事務局にて事業課と引き続き協議をしていただきまして、審議事項が整いましたら、私からデザイン部会部会長に審議依頼をさせていただきたいと思います。

その後にデザイン部会の開催となりますので、久部会長はじめ、部会委員の皆様につきましては、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第4号に参りたいと思います。デザイン部会で審議されました案件の答申がございます。これに関しまして事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、議案第4号のデザイン部会で審議された案件の答申について、報告いたします。

これまでの景観審議会において、デザイン部会の審議予定案件として諮問していたもののうち、令和5年度に2案件、令和6年度に2案件、これらについて、デザイン部会で審議されました。

まず、令和5年度の2案件につきまして、令和6年2月22日に「東大阪市新水道庁舎整備事業について」、「(仮)東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業について」それぞれ審議されました。

東大阪市新水道庁舎につきまして、事業担当は水道経営室企画課、場所は東大阪市荒本一丁目36-1、36-41番地、建築規模は、延べ床面積約4,380㎡、事業手法はPFI（BTO）方式です。議案書の7ページと合わせてご覧いただけますでしょうか、答申としましては、一つ目に、「建物のデザインについて、機能面のみを重視せず、建物自体が収まりの良い、地域の拠点となるようなものとされたい。」二つ目に、「外壁について、施設用途から安易に連想されるような色彩の選定は避け、やさしさやゆとりを感じさせる、落ち着いた仕上げとされたい。」三つ目に、「周辺が密集した市街地であり、また、主たる面

となる敷地西側の歩道が狭いため、セットバック等でゆとりのある歩行者空間を確保した上で、十分な植栽をされたい。」とのご意見をいただきました。

つづきまして、(仮)東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設につきまして、事業担当は児童相談所設置準備室及び社会教育課、場所は東大阪市南四条町 1-1、建築規模は、延べ床面積約 8,600 m<sup>2</sup>、事業手法は P F I

(BTO) 方式で詳細は調整中です。答申としましては、一つ目に、「敷地内における高低差の解消について、この土地の歴史や履歴を十分に調査し把握した上で判断されたい。」二つ目に、「デザインや色彩等において、施設用途や地域の特徴から安易に連想されるようなものとならないようにされたい。」三つ目に、「山が近いため、賑わいを演出する場合は 1、2 階程度とし、上層階はシンプルですっきりとしたデザインとされたい。」とのご意見をいただきました。

また、東大阪市新水道庁舎と児童相談所および図書館にかかる複合施設に共通した意見として「B T O 方式の場合は、設計者と市の担当者間にデベロッパーが介在するため、設計者のアイデア等を十分に活かさない恐れがあるため、市の担当者が主導権を握り、設計者の意見を考慮できるように努められたい。」とのご意見もいただいています。

続きまして、令和 6 年度の 2 案件につきまして、令和 6 年 8 月 2 2 日に「東大阪市立新博物館整備事業について」、「(仮)東大阪市環境事業所再編整備事業について」それぞれ審議されました。

東大阪市立新博物館につきまして、事業担当は文化財課、場所は東大阪市南四条町 1-1、建築規模は、延べ床面積約 2,700 m<sup>2</sup>、事業手法は検討中です。議案書の 9 ページと合わせてご覧いただけますでしょうか、答申としましては、一つ目に、「使い勝手の良い質の高いデザインの建物とし、オープンスペースを設けゆとりある空間とされたい。」二つ目に、「オープンスペースに植栽するだけでなく、建物自体にも植栽箇所を設け、成長するとオープンスペースと建物の植栽が一体的に感じられるものとする等、植栽の工夫をされたい。」三つ目に、「昔に存在した集落との関係や、土地の変遷等を意識して計画し、歴史性のある敷地であることを反映した建築や展示とされたい。」とのご意見をいただきました。

続きまして、(仮)東部環境センター及び(仮)西部環境センターにつきまして、事業担当は環境事業課、場所は東部環境センターが水走一丁目 304-2、304-3 西部環境センターが渋川町二丁目 12-8、建築規模は、双方ともに延べ床面積約 2,500 m<sup>2</sup>、事業手法は現在 PFI 導入可能性調査を実施しており、手法は未定です。答申としましては、一つ目に、「建物はシンプルで清潔感のあるデザインとし、敷地内の緑化に注力して植栽が少ない周辺環境に貢献するものとされたい。」二つ目に、「2 か所の環境センターのデザインは同じにする必要はなく、一部で共通点をもたせ統一感を出すように検討されたい。」三つ目に、「地域の防犯への貢献にもつながるので、無人となる夜間について、やわらかい印象の照明をすることを検討されたい。」とのご意見をいただきました。

た。以上で、議案第4号「デザイン部会で審議された案件の答申について」の報告を終わります。

#### 【会長】

これは審議案件ではなくて、報告事項でございますけれど、ご担当いただきましたデザイン部会の方でご発言ございましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

かなり抽象的な表現が多いですが、担当課と部会でやりとりをする中でもう少し具体的な話もしています。

いわゆるPF I事業ということで、これから設計者が提案をしていきますので、いい提案や方向性を妨げないような形ということで、少し抽象度の高い形で答申はさせていただいております。我々の意見を参考にさせていただきながら、いわゆる募集要項を作っていきますので、担当課として、設計者にこういうようなデザインをお願いしたい、と言える段階で伝えませんと、後から出てきたらなかなか戻せませんので。そういう意味で、今回の報告案件については、まだ建物の形が決まっていない段階で、意見交換をさせていただいております。

あと具体的なお話をする、最初に担当課からお話があったときに、かなり抽象的な言葉遣いがいくつかありました。例えば、公共施設ですから、「市民にとって親しみのあるデザインを」と言いますが、親しみがあるとはどういうデザインですかと聞くと、なかなか具体的なことが返ってこない、担当課としても、もう少し具体的なことをイメージしながら、言葉遣いを考えて欲しいというお願いをしました。

新博物館に対しても、「博物館だから歴史を感じさせるデザイン」と言いますが、じゃあ歴史を感じさせるデザインってどういうことですかと聞いてもなかなか返ってこないのです。具体的なイメージはしっかり持ちながら、それをちょっと抽象的な言葉遣いに変えてくださいねというお願いをしています。

四条町に今後できる博物館それから児童相談所図書館もそうなのですが、生駒山が近いので、「生駒山の緑に合わせる」という記載をしがちなのですが、敷地から生駒山見えますかという、密集市街だから見えないですよ。見えないのに、緑に合わせるっていう話もないでしょう。もう少しそこら辺は現場を見て、ちゃんとその現場に合わせた言葉遣いをお願いしたいなということも言っております。

さらに四条町の児童相談所図書館は敷地内に高低差が今あるのですが、高低差があると使い勝手が悪いので、平らにして使います、というお話が出たので、ちょっと待ってください。この高低差って何かっていうのをちゃんとご理解いただいていますか、と。ここはもともと旧大和川が流れていて、江戸時代は大和川の堤防なのです。だから、1メートルほど高くなっている。

それを削ってしまうと、ここの土地の歴史っていうものをないがしろにするのではないかっていうことで、削るか削らないかっていうのはもう少し慎重に考えてくださいねっていうお願いもしています。

我々はこれを専門的に「見えない景観」と言います。景観とは、歴史の中で創意工夫を積み重ねてでき上がっている部分もあるので、かつてここはどんな場所だったのか、というのを、ちゃんとその資料に基づいて考えていただいて、そのうえで尊重するのか、変えていくのかを判断することも必要かと思っています。

そういう意味では、今は大和川をつけかえています。もともとは大和川の本流が何本も分かれて通っていたところがございます。今その名残として、南北道路がほとんど蛇行しているっていうのは、もともとの大和川の流れに合わせて道に変えているところで、そういうような、東大阪の歴史というものをしっかりと読み取っていただきながら、そのデザインを考えていただきたいというお願いもしておりました。それぞれの担当課にはお伝えしていますが、今後また別の担当課の方々が、こういう公共施設を設計するときも、同じようなことを、事前にお願いをしておけば、部会でも手戻りなく議論ができるのかなと思います。そういうことも含めて、部会ではかなり詳細に議論をさせていただいておりますので、答申書では少し抽象度が高いですけど、担当課にはきちんとお伝えをしておりますので、ご安心いただければと思います。

#### 【会長】

情景が浮かんでくるような話をいただいておりますが、大和川のつけかえをご存じの方は少ないかもわかりませんね。若い方にとっては、しかし知っておくことは非常に重要だと思います。

なかなか活発なご意見がデザイン部会で行われたように伺いました。おっしゃったように、答申書ではちょっと抽象性があるかなと思いますが、今のご説明でありました通り、実際の部会ではかなり踏み込んだお話をされているように思います。他の委員の方々に、ご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、質問等がないものとさせていただきます。

これで、本日の景観審議会の審議、報告案件すべて終了いたしました。

今日伺っておりますも各委員のそれぞれのお立場から、極めて貴重で鋭いご指摘、ご意見が得られる意義のある審議会であったと思っております。ご協力いただきましてありがとうございました。

これをもちまして審議会終了したいと思います。

ありがとうございました。